

報告第1号 坂東市運賃協議分科会における協議結果について

令和7年12月22日に開催した坂東市運賃協議分科会(※)において、坂東市コミュニティバス「坂東号」再編計画に係る運賃について次のとおり協議が調いましたので、ご報告いたします。

※道路運送法第9条第4項に規定する協議会として、一般乗合旅客自動車運送事業（コミュニティバス等）の運賃について協議を行う。坂東市地域公共交通会議条例第5条の規定に基づき、同会議の分科会として設置している。

1 坂東市コミュニティバス「坂東号」の運賃

	再編後 (R8.4.1~)		現行	
運賃 (系統)	坂東・水海道ルート	100 円	庁舎間シャトル	100 円
	七郷・中川ルート		七郷・中川ルート	
	長須・七重ルート		沓掛・内野山ルート	
	矢作ルート		長須・七重ルート	
	半谷ルート		矢作ルート	
	観光周遊ルート		半谷ルート	
	守谷・坂東市内工業団地ライナー	500 円		
割引	未就学児及び障がい者（障がい者手帳提示者）は無料		未就学児及び障がい者（障がい者手帳提示者）は無料	
回数券	1,000 円（100 円券 11 枚つづり）		1,000 円（100 円券 11 枚つづり）	
定期券	あり <u>※販売内容は、別紙1のとおり</u>		あり	
乗り継ぎ券	他のルートへ乗り継ぎできる指定のバス停において無料で発行 <u>※発行日のみ・発行を受けたルート以外のルートのみ・指定のバス停での乗車のみ・発行を受けた本人のみ有効</u> <u>※指定バス停は、別紙2のとおり</u>		他のルートへ乗り継ぎできる指定のバス停において無料で発行 <u>※発行日のみ・発行を受けたルート以外のルートのみ・指定のバス停での乗車のみ・発行を受けた本人のみ有効</u>	
その他	坂東市公共交通利用券の利用が可能		坂東市公共交通利用券の利用が可能	

2 運賃を適用する系統

再編後の全系統において上記のとおり運賃を適用する。

3 運賃の適用期間

令和8年4月1日（水）から

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の名称

関東鉄道株式会社（道路運送法第4条運行事業者）

坂東市コミュニティバス「坂東号」 定期券販売内容

現 状

普通運賃	定期券販売額		定期券の利用が可能なルート・区間
	1か月	3か月	
100円	3,600円	10,260円	全ルート・全区間



再編後

令和8年4月1日以降

普通運賃	定期券販売額			定期券の利用が可能なルート・区間
	1か月	3か月	6か月	
100円	3,600円	10,260円	(販売なし)	「守谷・坂東市内工業団地ライナー」を除く全ルート・全区間
500円	18,000円	51,300円	97,200円	全ルート・全区間

※ 販売対象者の制限なし

※ 割引率については、民間路線バスの通学定期券に準じて設定

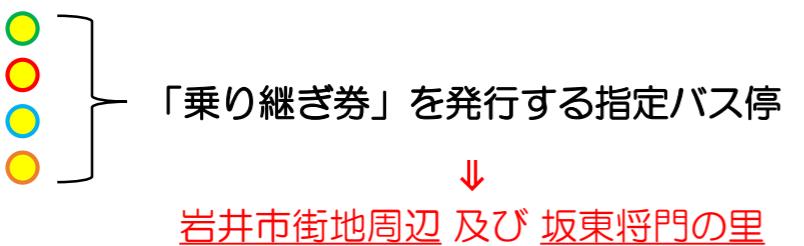
1か月：4割引（普通運賃×2×30日×0.6）

3ヶ月：1か月の3倍の5分引

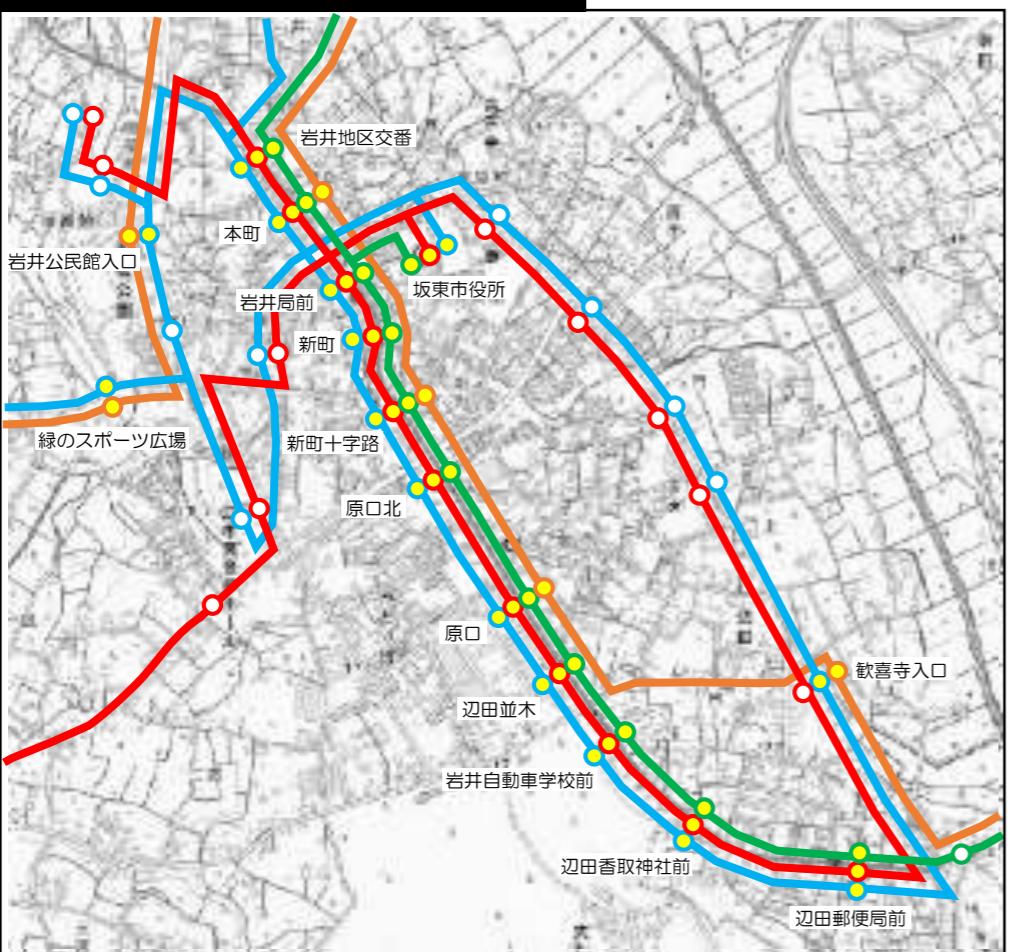
6か月：1か月の6倍の1割引

※ 普通運賃100円の定期券は、端数付きの購入が可能

（例：1か月と15日分、3か月と10日分など）



再編案のルート図（岩井市街地周辺）



※バス停の位置・名称は暫定につき変更になる場合あり

ルート名	便数/日	運行日							運賃
		月	火	水	木	金	土	日	
① 坂東・水海道ルート	9便	●	●	●	●	●		●	100円
② 七郷・中川ルート	7便	●		●	●		●	●	
③ 長須・七重ルート	5便		●		●		●	●	
④ 矢作ルート	2便	●	●	●	●	●			
⑤ 半谷ルート	2便	●	●	●	●	●			
⑥ 守谷・坂東市内工業団地ライナー	3便	●	●	●	●	●		●	500円
⑦ 観光周遊ルート	8便					●	●		100円

※未就学児及び障がい者は運賃無料

